

看取りに関する指針

1 当施設における看取り介護の理念

(1) 看取り介護の方針

看取り介護は、介護者やご家族が当施設での看取りをすることを念頭において、ご本人が慣れ親しんだ場や人達の中で、いかに生きていただくかを考え、実践することと考えます。ご本人の意思ならびにご家族の意向を尊重し、気持ちに寄り添いながら、ご家族の心身の疲労や精神的なご負担にも配慮しつつ、出来る限り支援させていただきます。

(2) 看取り介護の目的

看取り介護の目的は、ご本人が最後まで人としての尊厳を保ち、安らかな気持ちで生きることが出来るように支援することです。例え回復することが期待できない状況でも、残された時間、今日一日を、身体的にも精神的にも、その人にふさわしく送れるように支援することです。また、ご家族の気持ちを理解し、支え、悲しみや苦しみを分かち合う為の支援をいたします。

2 当施設における看取りについての制約

当施設は在宅複合福祉施設であるため病院としての機能はありません。その為当施設内での看取り介護を希望される場合には、医療的な制約があることをご理解ください。

- (1) 当施設の医師体制は、主治医の往診となっております。医師及び協力医療機関である国分寺病院とは24時間の連絡体制を確保し、病状変化等に対応します。
- (2) 夜間帯は看護職員はおりません。病状に変化が見られる時は介護職員が夜間緊急連絡体制に基づき看護職員に連絡し必要な対応を行います。
- (3) 当施設内で行える医療処置は、酸素吸入、日中の痰の吸引等、必要に応じて出来る範囲内で行います。
- (4) 看取り期であっても治療により改善が見込める症状については、医療機関へ受診することがあります。

3 当施設における看取りの対象者

当施設における看取りの対象者は、ご本人とご家族（お身内の方がいらっしゃらない場合ご本人のみ、ご本人に判断能力のない場合ご家族のみの判断）双方が当施設においての看取りを希望され、本指針の内容についてご同意をいただける方となります。なお一度看取りをご希望された場合でも、お気持ちが変わった場合はいつでも尊重させていただきます。

4 当施設の看取り介護の過程と具体的内容

当施設ではご本人の状態によって、看取りの段階を下記のように定め、状況に応じたサービスを行います。

(1) 第1段階

～医師により、医学的に回復の見込みがないと診断された時～

医師、看護職員、相談員またはケアマネージャーより看取りに関する具体的なお説明を行います。

看取りに関する「同意書」によりご利用者、ご家族の意思確認を行います。

(2) 第2段階

～看取りの開始期～

ご希望にもよりますが居室にてサービスを提供します。

医師・看護職員・介護職員・相談員またはケアマネージャーが共同してご本人、ご家族への状態説明・方針確認を行います。

ご本人に対する精神的・肉体的苦痛を排除した尊厳のあるケアを行います。

医師・看護職員等の専門職員による定期観察・連絡を行います。

(2) 第3段階

～看取りの最終段階～

医師との頻繁な連絡・相談により苦痛を最小限に留められるように努めます。

最後まで人間の尊厳を保つケアをおこないます。

家族が寄り添う時間・環境を確保する為の配慮をします。

(4) 第4段階

～事後段階～

医師の来苑にての死亡確認を行います。

エンゼルケアを行います。

葬儀や事務手続きについてのご説明を行います。

5 看取りに関する職員教育

よりよい看取り介護を行う為に、定期的に研修を行い職員のレベル向上に努めていきます。